第１号様式（第３条関係）　　　　　 （表）

日進市ふるさと納税申出書

年　　月　　日

愛 知 県 日 進 市 長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　ファックス

　　　　　　　　　　　　　　　　　　メール

私は、日進市に以下のとおり日進市ふるさと納税として寄附を申し出ます。

希望する返礼品の番号をご記入ください（複数可）

寄附申出額　　金　　　　　　　　　円

１　日進市ふるさと納税の使途について、次の中から１つ選んでチェックをお願いします。チェックのない場合は、市長が使途の指定をさせていただきます。

※使途の詳細については裏面をご覧ください。

□　子育て・健康長寿を支えるまちづくりの推進

□　安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現

□　快適で利便性の高い持続可能な都市づくりの推進

□　暮らしを支える産業の振興

□　次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくりの推進

□　市民自治力と行政経営力の向上

□　市東部の丘陵地における緑豊かな自然環境の保全の推進（東部丘陵保全基金に積立）  
□　新型コロナウィルス感染拡大防止対策を推進します

２　希望される納付方法について、次の中から選んでチェックをお願いします。

□　納付書による納付（後日市役所から郵送します）

□　現金書留による納付

□　現金持参による納付

３　寄附内容の公表について、次の中から選んでチェックをお願いします。

　ただし、寄附金額については、同意の有無に関わらず公表されます。

氏名の公表に

□　同意する

□　同意しない

４　ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用について、次の中から選んでチェックをお願いします。

□　特例制度の適用を希望する（後日申請書を郵送します）

□　特例制度の要件に該当しないため、適用しない

※日進市ふるさと納税申出書は、日進市総務部財務政策へ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 方法 | 連絡先 |
| 郵送 | 〒470-0192　愛知県日進市蟹甲町池下268番地　日進市役所総務部財務政策課 |
| FAX | 0561-73-6845 |
| E-mail | zaimu@city.nisshin.lg.jp |

問い合わせ：0561-73-3205（財務政策課ダイヤルイン）

|  |  |
| --- | --- |
| 使途 | 詳細 |
| 子育て・健康長寿を支えるまちづくりの推進 | \*保育サービスを充実させます。  \*放課後児童対策事業を充実させます。  \*高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進します。  \*各種健康診査事業や福祉医療費助成制度を充実させます。 |
| 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現 | \*防災体制・機能の向上を目指します。  \*地域ぐるみの防犯体制づくりを強化します。  \*緑地・水辺環境の保全をします。 |
| 快適で利便性の高い持続可能な都市づくりの推進 | \*道路・橋梁を適正に維持管理します。  \*交通機関の利便性を向上させます。  \*住宅地の居住環境の維持・向上に努めます。  \*住まいの安全・安心の確保に努めます。  \*自然災害に強いまちづくりのため、河川や排水路等を適正に整備・管理します。 |
| 暮らしを支える産業の振興 | \*市民に親しまれる地産地消・交流型農業を推進します。  \*利便性の高い商業の展開を推進します。  \*観光・レクリエーション活動を充実させます。 |
| 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる  環境づくりの推進 | \*義務教育の教育環境や指導体制を充実させます。  \*生涯学習施設を充実させます。  \*図書館の多様な図書サービスを充実させます。 |
| 市民自治力と行政経営力の向上 | \*わかりやすく親しみやすい内容で広報・公聴活動を推進します。  \*地域コミュニティの活性化を支援します。  \*満足度の高い行政サービスを推進します。 |
| 市東部の丘陵地における緑豊かな自然環境の保全の推進 | 東部丘陵における緑豊かな自然環境の保全及び快適で安全な市民生活の確保を目指した環境の整備を図るため、基金に積み立て、諸事業に必要な経費の財源に充てます。 |
| 新型コロナウィルス感染拡大防止対策を推進します | ＊新型コロナウィルス感染拡大防止対策を推進します。  子ども達の生活支援、障害者福祉サービス事業、商工業者への支援、生活困窮者自立支援事業など生活全般にわたります。 |

（裏）

備考

１　「詳細」欄には、日進市第５次総合計画の基本計画に関する記載を付すこと。

　２　必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。